

◆ 摂津市立公民館モバイルWi-Fi ルーター貸出規程

令和4年7月1日

(目的)

第1条 この規程は、摂津市立公民館に設置されているモバイルWi-Fi ルーター（以下「端末」という）が社会教育及び公民館活動において基礎的な設備であり、かつ、重要な財産であることに鑑み、その貸出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(借用申請)

第2条 端末の借用を希望する者は、書面により摂津市立公民館長(以下「館長」という。)に借用申請を行うものとする。

(貸出)

第3条 前条の借用申請があった場合は、館長は審査の結果、貸出しが適当と判断した場合、端末の貸出しをすることができる。

(損害賠償)

第4条 利用者は、端末を汚損し、又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、利用規約で定める。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。